



愛知労働局発表
平成30年4月26日

| | |
|----|--|
| 担当 | 愛知労働局労働基準部賃金課 賃金課長 近藤 慎次郎 主任地方賃金指導官 井上 弘美 電話 052-972-0257 |
|----|--|

報道関係者 各位

最低賃金の履行確保に係る監督指導結果

愛知労働局（局長 高崎真一）では、地域別最低賃金（平成29年10月1日に時間額845円から871円へ改定）の履行確保を図るため、平成30年1月から3月にかけて県内の14労働基準監督署（支署）において、最低賃金未滿が疑われる業種等の事業場を中心に集中的な監督指導を実施した結果を以下のとおり取りまとめました。

愛知労働局においては、引き続き最低賃金額について周知徹底を図るとともに、法違反については厳正に指導を行ってまいります。

記

【監督結果のポイント】

（1）監督指導の実施事業場数（別紙表1、3）

530 事業場（製造業206件、卸売業・小売業127件、宿泊業・飲食サービス業104件、生活関連サービス業・娯楽業55件、その他38件）

うち、最低賃金法違反のあったもの 113 事業場（全体の 21.3%）

違反率21.3%は前年度24.3%に比べ3ポイント改善（別紙表2）

（2）最低賃金未滿の労働者の状況及び違反の傾向

監督実施事業場の全労働者数：8,111人（別紙表1）

うち、最低賃金未滿であったもの 399人（4.9%）

主な業種の違反率（別紙表3）

- 製造業 : 24.3%
- 卸売業、小売業 : 16.5%
- 宿泊業、飲食サービス業 : 18.3%
- 生活関連サービス業、娯楽業 : 20.0%

（3）監督実施事業場の最低賃金に対する認識（別紙表4）

監督を実施した530事業場のうち、「適用される最低賃金額を知っている」のは、428事業場（80.8%）、「最低賃金額は知らないが、最低賃金が適用されることは知っている」のは、95事業場（17.9%）であり、「最低賃金が適用されることを知らなかった」のは、7事業場（1.3%）であった。

(4) 違反事業場の最低賃金以上を支払っていなかった理由(別紙表5)

最低賃金以上の賃金を支払っていなかった理由のうち最も多かったのは、「適用される最低賃金額を知らなかった」(56事業場、49.6%)で、続いて「最低賃金の改定(金額・発効日)を知っていたが賃金の改定をしていなかった」(17事業場、15.0%)であった。

【今後の対応】

(1) 最低賃金制度及び最低賃金額についての幅広い周知

地方自治体の広報誌への掲載要請

経営者団体、事業者組合等への傘下事業主への周知要請(約240団体)

(2) 今後も最低賃金の履行確保を図るため、事業場に対する監督指導の実施

愛知県の最低賃金額は、別添のリーフレット(愛知県の最低賃金)を参照願います。

最低賃金には、地域別最低賃金と特定(産業別)最低賃金の2種類があり、現在、愛知県では、地域別最低賃金として「愛知県最低賃金」が、特定(産業別)最低賃金として鉄鋼業など6業種が適用されています。

最低賃金は毎年見直しが行われています。

最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果（平成30年1月～3月）

表1 監督実施事業場数、同労働者数

| | 監督実施事業場数 | 違反（最低賃金871円未満）事業場数 | 監督実施事業場労働者数（人） | 最低賃金未満労働者数（人） |
|--------------|----------|---------------------|----------------|--------------------|
| 地域別最低賃金適用事業場 | 523 | 112 [21.4%] 1 | 7,974 | 398 [5.0%] 2 |
| 特定最低賃金適用事業場 | 7 | 1 [14.3%] 1 | 137 | 1 [0.7%] 2 |
| 合計 | 530 | 113 [21.3%] 1 | 8,111 | 399 [4.9%] 2 |

注1 1の[]内の数字は、監督実施事業場数に対する割合（％）である。

注2 2の[]内の数字は、監督実施事業場労働者数に対する割合（％）である。

表2 監督指導実施状況の推移

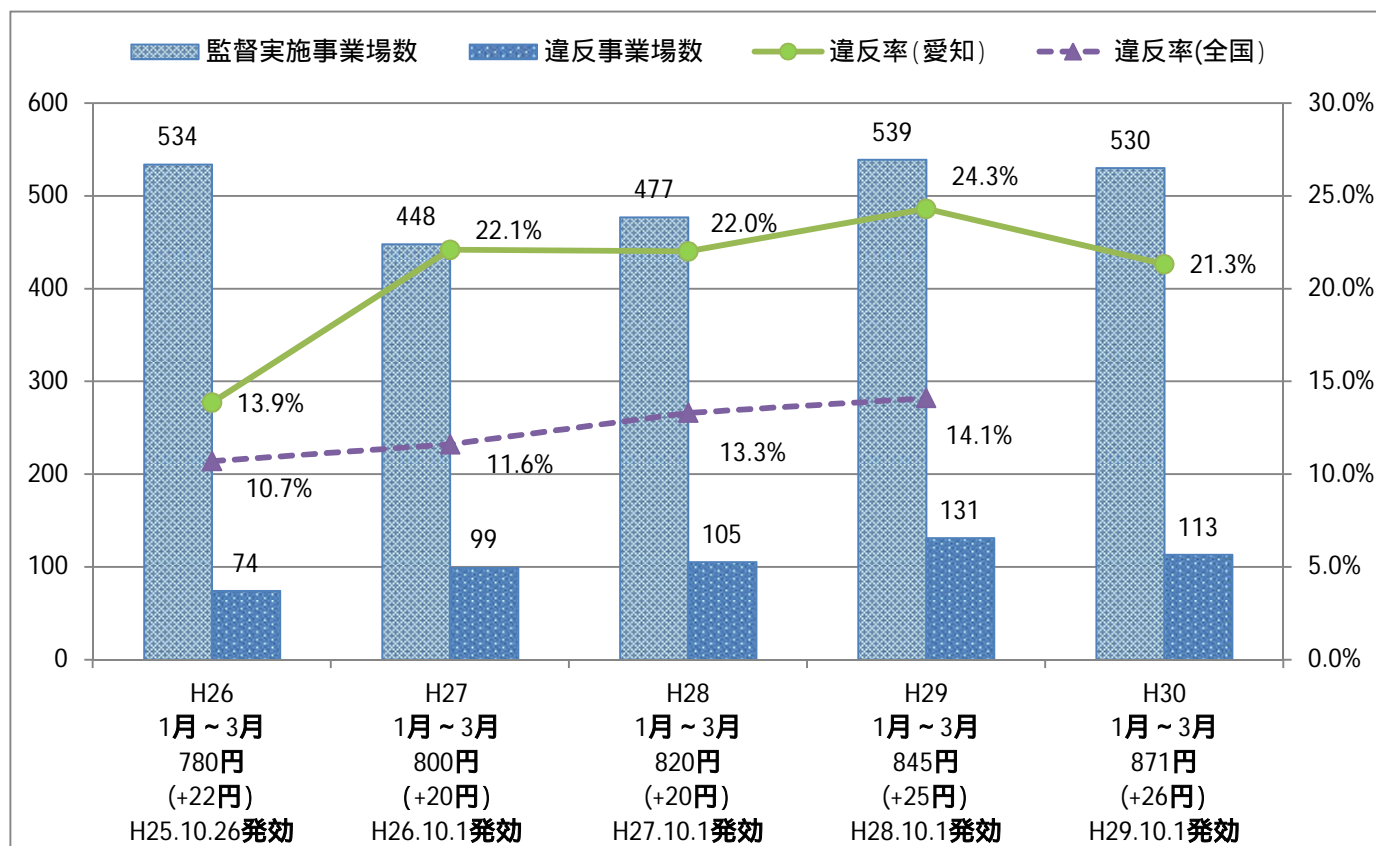


表3 監督実施事業数の業種別内訳

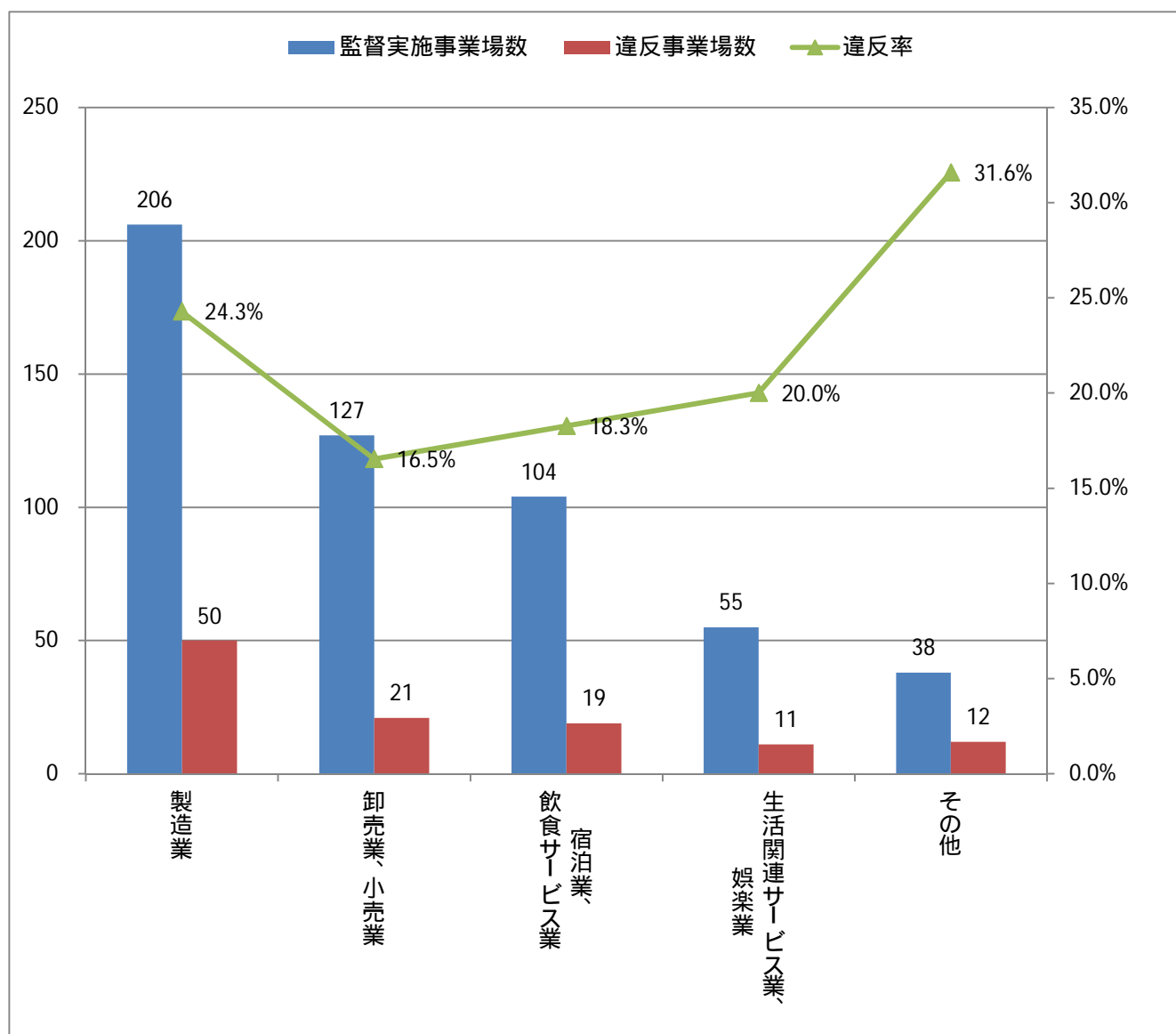


表 4 監督実施事業場の最低賃金に対する認識

| 認識 | 事業場数 | 割合 |
|---|------|-------|
| 適用される最低賃金額を知っている | 428 | 80.8% |
| 適用される最低賃金額を知らない | 102 | 19.2% |
| 最低賃金額は知らないが、最低賃金が適用されることは知っている | 95 | 17.9% |
| 最低賃金が適用されることを知らなかった (最低賃金の存在を知らなかった) | 7 | 1.3% |

注 割合は、監督実施事業場数（530）に対する割合（％）である。

表 5 違反事業場の最低賃金以上を支払っていなかった理由(複数回答)

| 理由 | 事業場数 | 割合 |
|---|------|-------|
| 適用される最低賃金額を知らなかった | 56 | 49.6% |
| 最低賃金の改定（金額・発効日）を知っていたが賃金の改定をしていなかった | 17 | 15.0% |
| 売上減・コスト増により最低賃金額を支払うことができなかった | 10 | 8.8% |
| 賃金を時間額に換算して比較していなかった | 9 | 8.0% |
| 労働者から最低賃金額未満でも働かせて欲しいと申出があり、合意があれば最低賃金額未満でもよいと思っていた | 7 | 6.2% |
| 高齢者には適用されないと思っていた | 6 | 5.3% |
| 労働能力が低い場合には適用されないと思っていた | 4 | 3.5% |
| 最低賃金の減額特例許可の更新申請を怠っていた | 2 | 1.8% |
| その他（最低賃金の改定時期を知らなかった等） | 24 | 21.2% |

注 1 割合は、違反事業数（113）に対する割合（％）である。

注 2 複数回答可のため、事業場数の合計は違反事業数（113）を超え、割合も 100% を超える。

最低賃金に係る関係法条文

参考資料

最低賃金法（昭和34年法律第137号）

（最低賃金額）

第三条 最低賃金額（最低賃金において定める賃金の額をいう。以下同じ。）は、時間によつて定めるものとする。

（最低賃金の効力）

第四条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

2 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間の労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、最低賃金と同様の定をしたものとみなす。

3・4（略）

（最低賃金の競合）

第六条 労働者が二以上の最低賃金の適用を受ける場合は、これらにおいて定める最低賃金額のうち最高のものにより第四条の規定を適用する。

2（略）

（地域別最低賃金の原則）

第九条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金（一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。）は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

2・3（略）

（地域別最低賃金の決定）

第十条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「最低賃金審議会」という。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない。

2（略）

（地域別最低賃金の改正等）

第十二条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない。

（特定最低賃金の決定等）

第十五条 労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該労働者若しくは使用者に適用される一定の事業若しくは職業に係る最低賃金（以下「特定最低賃金」という。）の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用されている特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。

2・3・4・5（略）

第十六条 前条第二項の規定により決定され、又は改正される特定最低賃金において定める最低賃金額は、当該特定最低賃金の適用を受ける使用者の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額を上回るものでなければならない。

（罰則）

第四十条 第四条第一項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、五十万円以下の罰金に処する。

愛知県の最低賃金

事業場内掲示用

使用者は、最低賃金法第8条により最低賃金額等を労働者に周知する義務があります。

【地域別最低賃金】…効力発生日:平成29年10月1日

| 最低賃金名 | 時間額(円) | 適用労働者の範囲 |
|---------|--------|--|
| 愛知県最低賃金 | 871 | 愛知県内で働くすべての労働者に適用されます。 愛知県最低賃金が改正され、特定最低賃金を上回る場合は、愛知県最低賃金が適用されます。 |

【特定最低賃金】…効力発生日:平成29年12月16日

| 最低賃金名 | 時間額(円) | 適用労働者の範囲 |
|--|--------|--|
| 製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業 (表面処理鋼材を除く。) | 941 | 左の各産業(平成25年10月第13回改定の総務省日本標準産業分類の定義による。)に属する事業場で働く労働者(技能実習生等の外国人労働者及び事務を専らとする労働者も含む。)に適用されます。 ただし、次に掲げる適用除外労働者については、特定最低賃金の適用が除外され、上記の「愛知県最低賃金」が適用されます。 適用除外労働者 1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3カ月未満の者であって技能習得中の者 3 清掃、片付け、賄い又は湯沸しの業務に主として従事する者 4 次の特定最低賃金における特有の軽易業務従事者 製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業 軽易な運搬の業務に主として従事する者 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 部分品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行う巻線、組線、かしめ、取付け、はんだ付け、選別、検査又は包装の業務に主として従事する者 輸送用機械器具製造業 手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行うバリ取り、穴あけ、検数、選別又は塗装の業務に主として従事する者 |
| はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 (建設用ショベルトラック製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業及び武器製造業を除く。) | 911 | |
| 計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業 | 875 | |
| 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。))を除く。) | 883 | |
| 輸送用機械器具製造業 (建設用ショベルトラック製造業を含む。自転車・同部分品製造業及び船舶製造・修理業、船用機関製造業を除く。) | 919 | |
| 自動車(新車)小売業 | 904 | |

(留意事項)

1 最低賃金(愛知県最低賃金、特定最低賃金)は、事業場で働く常用・臨時・派遣・外国人技能実習生・パート・アルバイト、年金受給者である労働者等すべての労働者に適用され、事業主は使用する労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

なお、派遣労働者については、派遣先の都道府県の地域(特定)最低賃金が適用されますので、派遣先を管轄する都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

2 賃金が時間給以外(月給・日給等)で定められている場合は、賃金を時間当たりの金額に換算して最低賃金額と比較します。

3 最低賃金の対象になる賃金には、次の賃金は算入されません。

臨時に支払われる賃金(結婚手当等) 1カ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等) 時間外労働・休日労働に対する賃金
深夜労働に対する割増賃金 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

4 精神や身体の障害により著しく労働能力の低い者、断続的労働に従事する者等には、愛知労働局長の許可を条件とする最低賃金の減額特例制度があります。

必ずチェック

最低賃金

使用者も、労働者も。



最低賃金に関する特設サイト

<http://pc.saiteichingin.info/>

WEBで確認!

最低賃金制度

検索

愛知労働局
労働基準監督署
公共職業安定所

平成30年度業務改善助成金のご案内

『業務改善助成金』は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、「事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）」の引上げを図るための制度です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行った場合に、その費用の一部を助成します。



概要

| 事業場内最低賃金の引上げ額 | 助成率 | 引き上げる労働者数 | 助成の上限額 | 助成対象事業場 |
|---------------|--|-----------|--------|-----------------------------|
| 30円以上 | 7 / 10 常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は 3 / 4 ↓ () 生産性要件を満たした場合には 3 / 4 常時使用する労働者数が企業全体で30人以上の事業場は 4 / 5 | 1～3人 | 50万円 | 事業場内最低賃金が1,000円未満の事業場 |
| | | 4～6人 | 70万円 | |
| | | 7人以上 | 100万円 | |
| 40円以上 | | 1人以上 | 70万円 | 事業場内最低賃金が800円以上1,000円未満の事業場 |

() ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます

ご留意頂きたい事項

過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。

「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も設備投資などに含まれるため、助成対象となります。

お問い合わせ先

業務改善助成金制度や雇用・労務など無料相談は、愛知県働き方改革推進支援センターへ
電話 0120-868604 または 052-881-1810

申請先

業務改善助成金の申請・支給の窓口は、愛知労働局雇用環境・均等部 企画課(助成金担当)へ
電話 052-857-0313

愛知労働局